

「ふるさと納税」制度による税の寄附金控除について

地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）を行うと寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の限度まで税の軽減が受けられます。

※ 寄附金控除を受けるには確定申告等の手続きが必要となります。ただし、「ふるさと納税ワンストップ特例」を受ける場合には、確定申告が不要となります。

○ 所得税の軽減額

ア $([次のいずれか少ない方の金額]-2 千円) \times (\text{※所得税の限界税率}) = \text{所得控除による軽減額}$

- ・ 寄附金の合計額
- ・ 総所得金額等の 40%

イ $\text{アの金額} \times 2.1\% = \text{復興特別所得税の軽減額}$

○ 住民税

ア と イ の合計額を所得割額から税額控除

ただし、イの額については住民税所得割額の 2 割（平成 27 年度分以前の住民税は 1 割）を限度

ア 基本控除額 $([次のいずれか少ない方の金額]-2 千円) \times 10\%$

- ・ 寄附金の合計額
- ・ 総所得金額等の 30%

イ 特例控除額 $([次のいずれか少ない方の金額]-2 千円) \times [90\% - (\text{※所得税の限界税率} \times 1.021)]$

- ・ 寄附金の合計額
- ・ 総所得金額等の 30%

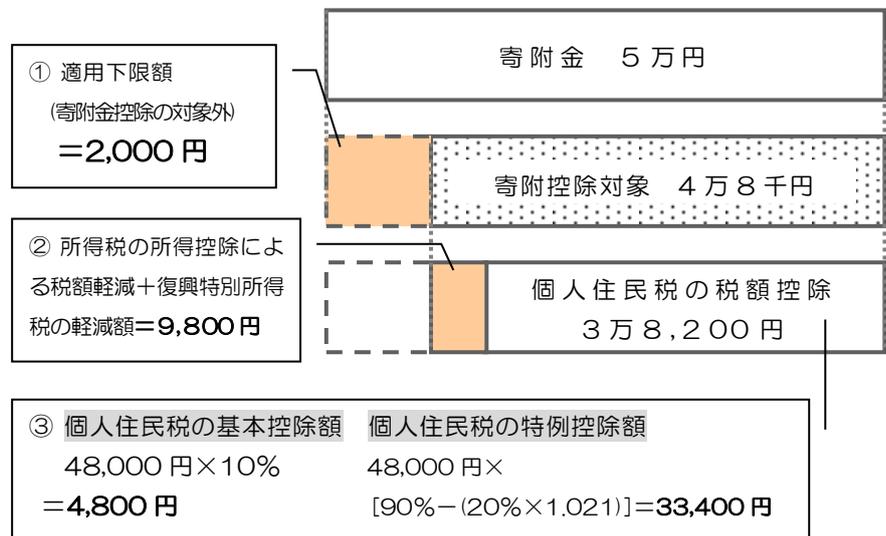
※所得税の限界税率：寄附者の所得税の課税所得金額に応じて適用される税率（0～40%）

- 所得税については寄附を行った年分から、住民税については寄附をした翌年度から控除されます。

【モデルケース】 市に対する寄附金の控除額の計算方法 (1 年間で 5 万円寄附した場合)

- 給与収入 700 万円で扶養親族なし
- 所得税の限界税率 20%
- 個人住民税所得割額 261,700 円
- 復興特別所得税の軽減額 200 円

- ① 寄附金 5 万円のうち、2,000 円を引いた残り 4 万 8,000 円が控除対象となります。
- ② 所得税の寄附金控除(所得控除)で、4 万 8,000 円 \times 20% (限界税率)* = 9,600 円に、復興特別所得税の軽減額 200 円を足した金額が軽減されます。
- ③ 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、残りの 3 万 8,200 円の税額が軽減されます。
- ④ ②と③をあわせて、4 万 8,000 円の税額が軽減されることになります。



(注) 特例控除額は個人住民税所得割額の 2 割（平成 27 年度分以前は 1 割）が限度です。

○ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告が不要な方（年末調整を経た給与所得者等）がふるさと納税を行った場合、確定申告又は住民税申告を行うことなく、税の控除を受けられます。

対象者：確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者で、その年にふるさと納税を行う団体数が5以下であることが見込まれる方

※ 特例を受ける場合には、ふるさと納税先に対し申請をする必要があります。

※ この特例は、平成28年度分以後の住民税から適用となります

[税の寄附金控除に関する問合せ]

課税課 電話 048(423)9200